

第1編 通商、関税及び関税定率法

サブタイトルA 合衆国の通商協定

第1部 通商協定の交渉及び実施

第1102条 通商協定交渉権限

(a) 関税障壁に関する協定

(1) 外国又は合衆国の現行の関税若しくはその他の輸入制限措置が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、又は制限しており、かつそれによってこの編の目的。政策及び義務が促進されると判断するときはいつでも、大統領は、

(A) 1993年6月1日以前に外国と通商協定を締結することができ、また、

(B) (2)から(5)に従って、当該通商協定を実施するために必要又は適当と判断する次のことを布告できる。

(i) 現行関税の修正又は存続

(ii) 現行関税の無税待遇若しくは内国消費税待遇の存続

(iii) 追加的関税

(2) (a)に基づく布告は、

(A) この法律の制定の日において従価5パーセントを超えないものを除き)、制定の日に適用されている関税率の50パーセントを下回る率に関税率を引き下げてはならない。

(B) 制定の日に適用されている関税率を上回る率に引き上げてはならない。

(3)(A) (B)に別に規定する場合を除き、いかなる品目についても、累計の引下げは、当該品目に関して、3%又は(1)に基づく協定に従って効力を生じる関税の総引下げ率を実施するために布告された最初の引下げが効力を生じる日における全引下げの10分の1のいずれか高い方で行われているものを越えることはできない。

(B) (A)に基づく段階は、合衆国で生産されない製品と同種の製品について(1)に基づき布告される引下げには適用しない。合衆国国際貿易委員会は、大統領に対し、このサブパラグラフに基づく段階を免除される品目の特定に関し、大統領に助言しなければならない。

(4) 大統領は、ある製品に関して、そのような措置をとることで(3)に基づく引下げが簡素化されると考える場合には、年間の引下げを次のいずれかのうち、低い方まで調整することができる。

(1) このパラグラフに関係しない引下げと、それ以上で最小の整数との差

(2) 従価の2分の1パーセント

(5) いかなる製品についても(a)に基づき締結される通商協定に基づく関税率の引下げは、当該製品に関する通商協定を実施するために布告された最初の引下げが効力を生じた日から10年後はこれを行うことはできない。

(6) (2)に基づき布告することのできない関税の引下げ又は引上げは、当該引下げ又は引上げ

を承認する条項が、第1103条に規定する実施法案に含まれ、かつ、同法案が法律になった場合に限り効力を生じる。

(b) 非関税障壁に関する協定

- (1) 大統領は、国際貿易に対する障壁又は歪みが、
 - (A) 合衆国の外国貿易に対し不当な負担を課し、若しくは制限しており、若しくは合衆国経済に悪影響を及ぼしており、又は
 - (B) 当該障壁を設けることにより、制限又は悪影響をもたらす可能性がある場合、それによって、この編の目的、政策及び義務が促進されると判断する場合、1993年6月1日前に外国と次の事項についての通商協定を締結することができる。
 - (i) 当該障壁及び歪みの調和、軽減若しくは撤廃
 - (ii) 当該障壁及び歪みの設定を禁止又は制限
- (2) このサブセクションに基づき締結される通商協定は、当該協定が、第1101条に規定する適当な目標を前進させる場合に限り締結することができる。

(c) 関税及び非関税に関する二国間協定

- (1) 1993年6月1日前、大統領は合衆国が課する関税の撤廃又は軽減を規定する通商協定を、外国との間で締結することができる。このパラグラフに基づき締結される通商協定は、また、当該外国又は合衆国の国際貿易に対する障壁又は歪みの軽減又は撤廃を規定することができる。
- (2) 法律のその他の規定にかかわらず、(1)に従い当該国以外と締結した合衆国によって課される関税の撤廃又は軽減を規定する通商協定に基づき貿易上の恩典を他の国に供与するという理由から、貿易上の恩典を他の国に供与してはならない。
- (3) (1)に基づく外国との通商協定は、次の場合に限り締結することができる。
 - (A) 当該協定が、第1101条に規定する適当な目標を前進させる。
 - (B) 当該国が当該協定の交渉を要請した。
 - (C) 大統領が、第1103条(a)(1)(A)に規定する日から最低60日前に、
 - (i) 当該交渉の通知を書面で上院財政委員会及び下院歳入委員会に行い、
 - (ii) 当該委員会と当該協定の交渉について協議する場合。
- (4) (3)(C)に規定する60日の期間は、第1103条(e)に基づき算定する。
- (5) この法律の規定と1987年1月1日前に合衆国に対して効力を発し、実施される二国間自由貿易協定とが矛盾する場合、当該規定は当該協定の加盟国である外国に関してはこれを適用しない。

(d) 協定締結前の議会との協議

- (1) 大統領は、(b)又は(c)に基づく通商協定を締結する前に、次の者と協議しなければならない。
 - (A) 下院歳入委員会及び上院財政委員会
 - (B) 当該通商協定によって影響を受ける事項に関する立法を主管する下院及び上院の各委員会並びに上下両院合同委員会
- (2) (1)に基づき協議は次のものを含まなければならない。
 - (A) 協定の性質
 - (B) 協定が、この編の適当な目的、政策及び義務を如何に、かつ、何を達成させるか

- (C) 第1103条に規定する協定の実施に関連するあらゆる事項
- (3) 第1103条に規定する実施法案で2以上の協定の実施が提案される場合、(1)に基づく協議には、当該提案された実施の必要性及び可能性についても含むものとする。
- (e) ウルグアイラウンド通商交渉に関する特別規定
- (1) 通則
- (a)及び(b)に規定する期間制限にかかわらず、関税及び貿易に関する一般協定の主催のものとウルグアイラウンド多角的通商協定が、1993年5月31日に通商協定となっていない場合、大統領は1993年5月31日後、1994年4月16日前まで当該交渉の結果である通商協定を締結することができる。
- (2) 関税布告権限の適用
- (1)に基づく通商協定の関税障壁に関する規定を実施する(a)に基づく布告は、(1)に基づき締結される非関税障壁に関する協定に条項を実施する法律の発効日以前には、効力を発しない。
- (3) 実施手続及び「ファスト・トラック」手続の適用
- 第1103条は、(1)により、(b)に基づき交渉されたいかなる協定にも適用する。ただし、
- (A) 第1103条(a)(1)(A)の適用において、「通商協定の締結の90日前に」とあるのは「通商協定の締結の120日前(ただし1993年12月15日後であってはならない)に」と読み替える。
- (B) 第1103条(b)の規定は、(1)(A)を除き、当該協定に適用し、(1)(A)の適用において「1991年6月1日」とあるのは「1995年4月16日」と読み替える。
- (4) 助言委員会の報告
- (1)に基づき提出される通商協定に関し1974年通商法第135条(e)(1)に基づき求められる報告は、第1103条(a)(1)(A)に基づく協定の締結についての大統領の議会への意向の通知の日から30日以内(ただし1994年1月15日前であること)に大統領、議会及び合衆国通商代表へ提出されなければならない。

第1103条 通商協定の実施

- (a) 通則
- (1) 第1102条(b)又は(c)に基づき締結されるすべての通商協定は、合衆国に関しては、次の条件が満たされた場合(かつ、その場合にかぎり)効力を生ずる。
- (A) 大統領が、当該通商協定を締結する日の少なくとも90日以前に、下院及び上院に対し、当該協定締結の意図を通告し、その後速やかに連邦官報にその意図を公表する
- (B) 協定締結後、大統領が下院及び上院に対し、当該協定の最終的な法的本文の写し及び次のものを含む文書を送付する
- (i) 実施法案の草案
- (ii) 協定を実施するために提案する行政措置案の声明
- (iii) (2)に規定する補足的情報
- (C) 実施法案が法律になる。
- (2) (1)(B)(iii)により求められる補足的情報には次のものを含む。
- (A) 実施法案及び提案された行政措置案が現行法にどのような変更又は影響を与えるかに関する説明

(B) 次についての声明

(i) 協定がこの編の適当な目的、政策及び義務の達成の前進

(ii) 次のことを関する大統領の理由

(I) 協定が、(i)に規定する適当な目的、政策及び義務を如何に、かつ、何を達成させるか、並びに協定が、なぜ、かつ、何の目的、政策及び義務を達成しないか

(II) 協定が合衆国の通商上の利益に奉仕する程度

(III) なぜ、協定を実施するために、当該実施法案及び行政措置案が必要であるか

(iii) 大統領が作成した、国際通貨相場の平衡及び国際通貨の安定に関する協定の影響を含む影響についての記述。

(IV) もしあれば次のことについての記述

(I) 協定の加盟国である各外国が協定に基づく合衆国の利益に悪影響を与え、無効化し、又は損ないうる非商業的国家貿易企業を存続させていること

(II) 協定が当該企業による購入及び販売に適用され又は影響する

(3) 第1102条(b)又は(c)に基づき締結される通商協定の受益者である外国が、当該協定により課せられる義務に従うことを確保するため、大統領は協定の条項に合致する場合、当該協定に関して提出される実施法案及び行政措置案において、協定上の利益及び義務が当該協定の当事国に限り適用されるよう、議会に勧告することができる。大統領は、当該協定の条件に合致する場合、当該通商協定に関し、協定上の利益と義務が協定の全当事国に一律に適用されないよう、議会に勧告することができる。

(b) 議会の「ファスト・トラック」手続の実施法案への適用

(1) (c)に規定する場合を除き、

(A) 1974年通商法第151条(19 U. S. C. 2191)の規定（以下この条において「ファスト・トラック手続」という。）は、1991年6月1日前に第1102条(b)又は(c)に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案に適用する。

(B) 当該ファスト・トラック手続は、1991年5月31日後、1993年6月1日前に第1102条(b)又は(c)に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案について次の場合（かつ次の場合に限り）に延長される。

(i) 大統領が(2)に基づく延長を要請し、

(ii) 議会のいずれの院も、1991年6月1日前に延長否認決議を採択しないこと

(2) 大統領は、ファスト・トラック手続が(1)(B)に規定する実施法案に関して延長されるべきであるとの意見をもつ場合、大統領は、1991年5月1日までに、当該延長の要請を含む書面による報告を次のものとともに議会へ提出しなければならない。

(A) 第1102条(b)又は(c)に基づき交渉されているすべての通商協定の記述及び当該協定が承認のために議会へ提出される予定

(B) 多国間協定及び二国間協定でこの編の目的、政策及び義務の達成を前進させていることの記述及び当該前進が、交渉の継続を適當することの声明

(C) 延長が、交渉の完成に必要なものであるとの声明

(3) 大統領は、速やかに、1974年通商法第135条(19 U. S. C. 2191)に基づき設立された通商政策及び交渉に関する諮問委員3月1日までに、議会へ次の事項を含む報告を提出しなければならない。

- (A) 多国間協定及び二国間協定でこの編の目的、政策及び義務の達成を前進させていることに関する見解
- (B) (2)に基づき求められている延長が承認されるべきか否認されるべきかに関する見解及び理由の声明
- (4) (2)及び(3)に基づき議会へ送付される報告又はその部分は、大統領が適当であると決定した場合機密とすることができる。
- (5)(A) このサブセクションにおいて、「延長否認決議」とは、議会のいずれの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「は、1988年包括貿易競争力法第1103条(b)(1)(B)(i)に基づき大統領が要請した1991年3月31日後に同法第1102条(b)又は(c)に基づき締結した通商協定に関して提出された実施法案への、1974年通商法第151条の規定の延長を、十分な明白な進捗が通商交渉にみられないために、否認する。」(空白には決議する院の名前を挿入する。)のみがあるものをいう。
- (B) 延長否認決議は、
- (i) いずれの院においても当該院のどの議員も提出することができる。
 - (ii) 下院においては、歳入委員会及び規則委員会に合同して付託される。
- (C) 1974年通商法第152条(d)及び(e)(19 U. S. C. 2192 (d) and (e))の規定(ある決議の下院及び上院の本会議における審議の関係)は、延長否認決議に適用する。
- (D) 次のことは不法とする。
- (i) 上院が財政委員会の報告なしに延長否認決議を審議すること
 - (ii) 下院が歳入委員会及び規則委員会の報告なしに延長否認決議を審議すること
 - (iii) 議会のいずれの院も当該院に1991年5月15日後に報告された延長否認決議を審議すること
- (c) ファスト・トラック手続の使用制限
- (1)(A) ファスト・トラック手続は、第1102条(b)又は(c)に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案に関して、議会の両院が60日以内に個々に手続否認決議を採択した場合は、適用することはできない。
- (B) 手続否認決議は、
- (i) 下院においては、
 - (I) 歳入委員会の委員長若しくは少数党筆頭委員又は規則委員会の委員長若しくは少数党筆頭委員によって提出され、
 - (II) 歳入委員会及び規則委員会に合同して付託され、
 - (III) いずれの委員会においても修正することはできない。
 - (ii) 上院においては、財政委員会は発議する。
- (C) 1974年通商法第152条(d)及び(e)(19 U. S. C. 2192 (d) and (e))の規定(ある決議の下院及び上院の本会議における審議に関する)は、手続否認決議に適用する。
- (D) 下院が歳入委員会及び規則委員会の報告なしに手続否認決議を審議することは、不法である。
- (E) このサブセクションにおいて、「手続否認決議」とは、議会のいずれの院の決議で、その決議案の決議条項の次に、「大統領は、1988年包括貿易競争力法の規定に従い、議会との通商交渉及び通商協定について協議することを怠り、又は拒否した。故に が、

この決議を採択した日から60日以内に が手続否認決議（1988年包括貿易競争力法第1103条(c)(1)(A)に定義したものをいう。）を採択した場合、1988年包括貿易競争力法第1102条(b)又は(c)に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案に関して、1974年通商法第151条の規定を、適用することはできない。」（最初の空白には決議する院の名前を、二番目の空白には他の院の名前を挿入する。）のみがあるものをいう。

(2) ファスト・トラック手続は、次のいずれかに該当する第1102条(c)に基づき締結される外国との通商協定を承認する規定を含む実施法案に関して適用することはできない。

(A) 当該協定の交渉が第1102条(c)(3)の要件に合致しない

(B) 当該協定の交渉に関して第1102条(c)(3)(C) (i) に規定する通告日から起算して60日の期間内に、上院財政委員会又は下院歳入委員会が、当該協定の交渉を否認した。

(d) 下院及び上院の規則

(b)及び(c)は、議会により、

(1) 下院及び上院のそれぞれの規則制定権の行使として制定され、従って、両院それぞれの規則の一部とみなされ、それと矛盾する範囲で、他の規則を廃止する。

(2) 議院の他の規則の場合と同じ方法で、かつ同程度に、いかなるときでも規則（その院の手続に関するかぎり）を変更する各議院の憲法上の権利を完全に確認して制定される。

(e) 期間の計算

(c)(1)(A) 及び(E)並びに(c)(2)に規定する期間は、次の事項を除いて算定する。

(1) 3日以上の特定期間の日まで又は無期限の休会のため議会のいずれかの院が開会されない日数

(2) 議会のいずれかの院が開会されない日で、(1)に基づき除外されない、土曜日又は日曜日。